

教育長定例記者会見 会見録

日時：令和2年2月13日（木） 16時00分～

場所：教育委員室

発表項目

- ・職員の懲戒処分について

質疑事項

- ・発表項目について
- ・NPO法人全国いじめ被害者の会からの申入れについて

発表項目

本日の定例会において、教職員の懲戒処分に係る審議を行い、飲酒運転を行った小学校教諭を免職、生徒に体罰を行った高等学校教諭を戒告とし、本日付けで懲戒処分を行いました。事案の概要につきましては、1時間ほど前に配付させていただきました資料のとおりです。

県教育委員会としては、飲酒運転や体罰について、悪いとわかっていながらなぜ起こしてしまうのか、その問題の根本の分析を行って対応策を検討し、根絶に取り組んでいたところでございますが、このような事態を防げなかったことに対しまして、深くお詫びを申し上げます。

各県立学校では、昨年2月に「信頼される学校であるための行動計画」を策定いたしました。策定後、1年が経過する中、体罰の根絶に向けた取組を改めて「行動計画」に記載し、各学校が主体となって、不祥事根絶の取組を進め、引き続き教職員一人ひとりが不祥事を起こさないという意識を持ち、根絶につなげるよう取り組んでいきます。

市町等教育委員会に対しては、市町等教育長会議などあらゆる機会を捉えて、教職員一人ひとりが自分事として捉え、不祥事根絶に取り組むよう依頼をしていきたいと考えております。

本日の職員の懲戒処分に係る詳細については、引き続き教職員課から補足説明を行い、その後、ご質問に回答させていただきますので、よろしく願いいたします。

（教職員課長）

記者発表資料をご覧ください。ここにあります「概要」に従って、事案の内容について、補足説明をさせていただきます。

1件目の「四日市市立四郷小学校 教諭」による飲酒運転の事案から補足をさせていただきます。

当該教諭は、令和元年7月7日、日曜日の午後3時頃、実家で軽く食事をしながら缶ビールを1本飲酒した後、車を運転して、約800m離れた自宅へ戻りました。最初が実家で、その後自宅へ戻りました。その後、午後4時から6時過ぎまで、自宅で缶チューハイ3本を飲酒しました。6時30分頃、また同人は、車を運転し、自宅から約1.7km離れ

た飲食店へ向かいました。6時40分頃、到着した同人は、駐車スペースにバックで駐車しようとした際、他の自動車に接触させ、その自動車の右前部バンパーを損壊させました。相手方の運転手が警察に通報し、警察署員を待つ間、同人は、「飲酒ということが分かってしまうと職を失ってしまうため、アルコールチェックを避けたい。」と考え、午後7時頃、署員の到着を待たず、被害者に何も言わないまま自家用車を運転して現場から離れ、四日市の水沢町方面へ向かいました。その後、同人は、停車した車の中で、「翌朝まで身を隠したい」と考えておりましたが、警察から連絡を受けた家族による電話での説得で、午後10時30分頃、家族とともに四日市南警察署に出頭したものでございます。ここでは、呼気1リットル中、0.15mg以上のアルコールが検出されました。

なお、この者は、12月17日、四日市区検察庁から道路交通法違反により起訴され、四日市簡易裁判所から12月20日付けで罰金38万円の略式命令が下り、全額納付をしております。行政処分は、今後下される予定でございます。なお、相手方との示談については、済んでいるとのこと。

次に、2件目の「三泗地区の高等学校 教諭」による体罰の案件でございます。

まず、今回の公表に対して、体罰やわいせつ行為など、児童生徒に関わる事案については、当該児童・生徒に配慮する必要がある場合、学校名の公表を差し控えているところでございます。今回については、生徒がその学校に在学中のこともあり、学校名を公表することで、対象生徒が特定された場合に、この生徒の学校生活への支障が懸念されるため、学校名の公表は控えさせていただきます。

なお、「三泗地区」とは、四日市市および三重郡を指し、その中に高等学校は12校ございます。

それでは、事案の説明をいたします。

令和元年10月3日、サッカー部の練習の中で、第1学年の生徒1名の行動を注意する際、生徒が笑っているような表情であったため、口を閉じさせようとして、こういう行為を行ったと。この生徒は、極度に緊張すると顔が笑ったような表情になるということでしたが、これらのことをこの者は理解することなく、態度がふざけていると感じ、体罰に至ってしまったとのこと。なお、生徒の顎を下から拳で1回小突き上げた際、生徒は口の中を切る怪我がありましたが、口の外まで出血するようなものではなく、通院もしていないとのこと。

なお、同人は、平成28年10月にもサッカー部の生徒への体罰により、「文書訓告」の措置を受けていますが、この際、生徒に怪我はありませんでした。今回は、過去に「文書訓告」を受け、二度と体罰を行わないよう指導や注意を受けていたにもかかわらず、再び体罰を行ったことを重く考え、「戒告」といたしました。

以上が、補足の説明でございます。

発表項目に関する質疑

○職員の懲戒処分について（発表）

（質）まず、1点目のほうなんですけれども、罪名について、道交法違反で酒気帯び等とありますけれども、「等」の部分には、何がはいっているんでしょう。

（答 教職員課）酒気帯び運転及び交通事故の未報告です。

(質) (1)の人に対しては、これまで交通に関するトラブルとか不祥事、処分というのはありましたか。

(答 教職員課) ございません。

(質) 事故を起こしたのが7月7日ということですが、それ以降の勤務というのは、どういう扱いになっていたんですか。

(答 教職員課) この者は、それ以降、年次有給休暇及び病気休暇を取得しております。

(質) 7月7日当日は日曜日ですけれども、当人も勤務は休みだったということよろしいですか。

(答 教職員課) はい、勤務はありません。

(質) この人の住まい、住所というのは四日市市内ですか。

(答 教職員課) はい、四日市市内でございます。

(質) (1)の方の生年月日は教えてもらえますか。

(答 教職員課) 生年月日を申し上げることはできませんけれども、今日も明日もこの年齢でございます。

(質) 飲酒に関しては、1人でしていたのかというのは。

(答 教職員課) 1人です。

(質) 当然、本人は事実関係すべて認めているということよろしいのでしょうか。

(答 教職員課) そのとおりです。

(質) (2)のほうなんですけれども、小突き上げられた生徒の性別は教えてもらえますか。

(答 教職員課) 男子生徒です。

(質) そもそもこの体罰が発覚した経緯はどういう経緯で発覚したんですか。

(答 教職員課) 別の顧問から管理職に報告がありました。

(質) 別の顧問の方は、これを現場で見たということですか。

(答 教職員課) 現場で見たということではございませんが、子の保護者から訴えがあつて、別の顧問の知るところとなりました。

(質) 生徒の保護者ですか。

(答 教職員課) 生徒の保護者です。

(質) この件についても男性教諭はすべて事実関係を認めているんですかね。

(答 教職員課) はい、認めております。

(質) 本人の弁解はあつたりしますか。

(答 教職員課) 弁解というかですね、コメントがございます。体罰の方でございます。

「生徒の方には、大変申し訳ないことをしました。また、学校や教育への信頼を失う行為をしてしまったことをとても反省しています。今後、生徒や保護者からの信頼を取り戻せるよう、努力していきたいと思っております。」でございます。

(質) この方は、在職ということでいいですか。

(答 教職員課) はい、在職です。

(質) 平成12年の文書訓告の処分というのをもう少し詳しく教えてもらっていいですか。

(答 教職員課) 平成12年ではございません。平成28年の5月から6月にかけて、同じサッカー部の生徒に指導する際、生徒1名の髪の毛をつかみ、後ろに押す、また、臀

部を1回ける。また、別の機会に、別の3名の生徒の髪をつかむ。いずれもこの時、けがはなかったとのことでございます。

(質) (1)の話で、罰金38万円を全額納付したという話だったと思うんですけども、納付日はいつですか。

(答 教職員課) 12月30日に罰金を納付しています。

(質) 62歳という年齢なんですけれども、定年はされていらっしゃる方なんですか。

(答 教職員課) この方は、60歳で定年退職をしたのち、再任用として雇用させていただいております。

(質) 再任用だけれども、正規の教職員ということですか。

(答 教職員課) はい、再任用の教諭でございますから、正規職員です。

(質) 一度定年をして再任用した教職員ということですね。再任用にも終わる年齢はあるんですか。

(答 教職員課) 再任用は65歳までです。定年になると1年ごとに、「また来年再任用を行いますか。」という確認をさせていただいておりますので、再任用の任期は、1年ごととなります。

(質) 60歳で一度定年退職をしていらっしゃるということですね。

(答 教職員課) そのとおりです。

(質) (2)ですけれども、サッカー部の顧問でいいですね。

(答 教職員課) 顧問です。

(質) (1)ですけれども、自宅と実家はそれぞれ四日市市内ですか。

(答 教職員課) そのとおりです。

(質) 衝突した際に、後方にいた自動車に、どなたか乗っていたんですか。それとも、駐車していた車にぶつかったんですか。

(答 教職員課) 相手方は、駐車場から出ようとしていたので、人は乗っておりました。

(質) (1)の方なんですけれども、本人は認めているということなんですけれども、コメントはどのようなことを言っているんですか。

(答 教職員課) 本人のコメントでございますが、「私の行ってしまったことにより、教育に対する大きな信頼が失われることになってしまい、申し訳ございませんでした。自分では、償いきれないことをしてしまったと、心から反省をしております。多大なご迷惑をおかけし、本当に申し訳ございませんでした。」というコメントです。

(質) あと、担任の先生とかを務めていたんでしょうか。

(答 教職員課) 特別支援学級の担任です。

(質) (1)の方ですけど、細かい話ですが、これ教諭が乗っていた車もあてられた車も、それぞれ乗用車ですか。

(答 教職員課) どちらも普通乗用車です。

(質) 逮捕はされていないのですか。

(答 教職員課) 逮捕はされていません。

(質) 物損事故の関係なんですけれども、どれくらいの規模なんでしょうか。例えば、バンパーを壊してしまったとか。

(答 教職員課) 起訴状によりますと、損害見積額50万円相当と書いてあります。

- (質) これは書類送検をされている。
- (答 教職員課) 略式起訴されていますので、送検されています。
- (質) 書類送検ですか。
- (答 教職員課) だと思われま。
- (質) 出頭されたのは四日市北署ですか。
- (答 教職員課) 四日市南署です。
- (質) 事故をしたときに、警察はすぐ覚知したんですか。
- (答 教職員課) いえ、相手方が警察に連絡されて、署員が到着する前にその場を離れた。
- (質) それは、なぜその場を離れたのかというのは。
- (答 教職員課) これは先ほど申し上げましたが、「警察に飲酒がわかると職を失ってしまうため、アルコールチェックを避けたい」と考えたとのこと。
- (質) 今日の記者会見に座っている記者のほとんどは、飲酒運転をしたうえで事故をしたら、100%間違いなく逮捕されるという共通認識があると思うんですね。警察からはなぜ書類送検になったのか理由を聞いたりしていますか。
- (答 教職員課) 理由は教えていただいております。
- (質) 簡単に言うと、逃げ得と捉えられても仕方がないような状況だと思うんですけど。確かに書類送検をされて処分は受けたということですが、いずれにしろ現場を逃げたわけですね。それによって現行犯逮捕されていないということであれば、逃げ得だと言われても仕方がないような気がしますけれども。
- (答 教職員課) 大変申し上げにくいのですが、逮捕されるかどうかは、我々がそこまで言えない部分もあるし、教えていただけない部分もあるので。
- (質) 教育長は。
- (答) 同じです。どのように扱われるかということは、うちが何か申し述べるものではありませんので、事実がそういう事実であったということです。
- (質) 警察から連絡を受けて家族からの説得で出頭したということですが、警察はどうしてこの方、62歳の男性だと判別できたのですか。
- (答 教職員課) 事故を起こした際にこの者は、相手方に自分の免許証を提示しています。なので、相手方はそれを記録されたことにより、どこの誰と分かったということです。
- (質) そもそも飲酒運転した理由というのは、言っているのでしょうか。
- (答 教職員課) 本人はこれまでも飲酒運転を行ったことはないということで、今回については、「見つからなければよいという誤った考えで運転してしまった。」ということを言っています。

その他の項目に関する質疑

○NPO法人全国いじめ被害者の会からの申入れについて

- (質) 本日県内の小学校のいじめに関連して、県教委に対し申入れがあったと思うんですけども、県教委、県立学校、私立学校でもないんですけれども、改めてその申入れに対する受けとめについて、教育長のお考えをお聞かせください。

(答) いじめ防止条例を平成30年4月1日から施行しており、社会総がかりで「いじめは起きてはならない」という取組をしているなかですので。申入書をまだ熟読することまでいっておりませんが、いじめをやめて欲しい、それから、被害者側の声も聞いて、早期から対応してほしいという願いや思いが込められていたように思っておりますので、県内すべての学校でいじめが起らないように改めて徹底していかねばならないという思いを強くしたと。申入書に対する受けとめは、そのことでございます。

(質) 思いを強くしたということですが、本件については、どう対応していくんですか。この申し入れのあった件について、教育委員会としては、具体的にどうする、何ができるんですか。

(答) すみません。報道の皆さまに、どういう内容のものがお配りされてるかはわかりませんが、1個1個の事案についてどうこうというのは、これが県立学校であれば別ですけども、小中であつたり私立であつたりした場合には、こういうことが起らないようにということで、もう1回条例の徹底とか、そういうことをするしか方法がないかなと考えています。事案1個1個について、何かをするということではなくてということで、答えになってないかわかりませんが、それ以上のことはお答えしかねます。

(質) それは、県立の学校であつたり、市町の小中学校ではないからということなんですか。

(答) いや、市町の小中学校であつたとしても、市町教委にお伝えするということで、それぞれ子どもを預かっておられるのは、市町の小学校であるからということです。学校の設置者ということですね。

(質) でも、その一方で条例を作って、すべての学校でいじめをなくす取組をしていかなければあかんわけですよ、教育委員会としては。そうすると、今回についても、次長が児童本人から受け取られたと思うんですけど、ご家族や子どもさんが頼るところがなかったから記者会見をしたというふうにおっしゃるぐらいのことだったわけですが、そういう問題を教育委員会としてどう対応するか、それは他の機関に対応を求めるでもいいですけど、この事態に関してどうされるのかというのが。

(答) 内容まで承知をしていないので。ただ何回もいいますけど、いじめ防止条例で社会総がかりでいじめをなくしていかなければならないということがございますので、もう少し具体的に、その学校の設置者と話をしたりとかそういうことがあるかもわかりませんが。今の段階では13時に申入書を受け取ったという段階ですので、一般論としてしか申し上げられませんが、いじめはなくしていかなければならないということで、やっといこうと呼びかけるしかないかなと思っております。何回も申し上げますけど、被害者の声はすさまじいものであるということも受けとめておりますので。それがどこで起こったことであれ、絶対にそういうことがあってはならないし、早期にちゃんと対応しなければいけないという思いを強くしておりますので、機会あるごとに、そういうことをみんなで共有し合って話をしていきたいと考えております。

(質) それおっしゃると、また堂々めぐりの議論になりますけど、早期に対応していかなければならないとすると、今回のこの提出された問題については、どのように早期に対応されていくのかというふうになってしまうと思うんですけど。

(答) この事案について、子どもさんもいらっしゃったということですので、その子たちの気持ちを受けとめることはできても、どうしなさいということは、県教育委員会では言えないことですので、気持ちをまず受けとめて、今後もいじめ防止に取り組んでいきましょうという呼びかけをすることしか、今の段階ではできないと思います。県教委の教育長あてに文書をいただいたということは重い意味があると思いますので、そこは受けとめたいと思います。

(以上) 16時28分 終了